

雇用保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者等に対する援助等

政府が行う雇用安定事業に、次に掲げる事業を追加するものとする。

- 1 解雇等に伴い雇用主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者から提供されていた住宅からの退去を余儀なくされる派遣労働者、失業等給付を受給することができず生活に困窮している失業者等に対して、再就職のための職業紹介及び職業指導、公営住宅への入居における特別の配慮等住宅への入居の支援、生活上の支援その他必要な援助を一体的に行うこと。
- 2 派遣労働者等に住宅を提供している雇用主又は労働者派遣の役務の提供を受ける者であって、当該派遣労働者等をその解雇等の後も引き続き当該住宅に居住させるものに対して、必要な助成及び援助を行うこと。

(第六十二条第一項第二号の二及び第二号の三関係)

第二 失業等給付の拡充等

- 1 適用対象者の拡大

派遣労働者及び短時間労働者を、雇用保険の適用対象者とするものとする。

(第四条第一項及び第六条第一号の二関係)

2 基本手当の受給資格要件の改正

基本手当の受給資格要件について、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して六箇月以上であれば受給資格を取得できるものとする。

(第十三条関係)

3 基本手当の日額の引上げ

基本手当の日額を、四千二百十円未満の賃金日額の場合に賃金日額の百分の百を乗じて得た金額とし、四千二百十円以上一万二千二百二十円以下の賃金日額の場合に賃金日額の百分の百から百分の五十までの範囲で厚生労働省令で定める率を乗じて得た金額とするものとする。

(第十六条第一項関係)

4 特定受給資格者に係る所定給付日数の引上げ等

基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者の算定基礎期間の区分として一年以上五年未満の区分を設け、それ以外の、基準日において三十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者のすべての算定基礎期間の区分に係る所定給付日数を、それぞれ三十日延長するものとする。

(第二十三条第一項第二号及び第三号関係)

5 特定受給資格者の範囲の拡大

雇止めにより離職した者を特定受給資格者とするものとする。 (第二十三条第二項第二号関係)

6 短期雇用特例被保険者の範囲の拡大

同一の事業主に引き続き被保険者として雇用される期間が一年未満である雇用に就く派遣労働者を、短期雇用特例被保険者とするものとする。 (第三十八条第一項第三号関係)

7 特例一時金の額の引上げ

特例一時金の額を、基本手当の日額の六十日分とするものとする。 (第四十条第一項関係)

8 国庫負担に関する暫定措置の廃止

失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額について、本来の額の百分の五十五としている暫定措置を廃止するものとする。 (附則第十条の廃止)

第三 施行期日等

1 この法律は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。ただし、第一は、公布の日から起

算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

2 経過措置その他所要の規定を整備するものとする。